

竹原市市民活動団体保険取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、竹原市市民活動団体保険要綱（平成21年6月1日施行。以下「要綱」という。）第16条第2項に基づき、市民活動団体保険の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、要綱の例による。

(市民活動団体登録届)

第3条 要綱第3条に定める竹原市市民活動団体登録届（以下「団体登録届」という。）は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の団体登録届には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体の規約、総会資料など活動の目的や内容のわかる資料
- (2) 連合会組織の場合は、構成団体のわかる組織図

(市民活動事故報告書)

第4条 要綱第11条第1項に定める竹原市市民活動事故報告書（以下「事故報告書」という。）は、別記様式第2号によるものとし、事故の発生した日を含め30日以内に市長に提出するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

2 前項の事故報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当日の活動内容がわかるもの（パンフレット、回覧、通知文等）
- (2) 当日の活動者の名簿
- (3) 事故発生状況がわかるもの（物損の際の現場写真等）

(事故判定委員会)

第5条 要綱第12条に定める竹原市市民活動団体保険事故判定委員会（以下「事故判定委員会」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 事故判定委員会の委員長は市民生活部長を、副委員長はまちづくり推進課長をもって充てる。

3 事故判定委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務課長、文化生涯学習室長
- (2) 事故のあった市民活動団体等に係る事務を所管する課の課長

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 委員は、事故報告書等を精査し、事故の判定を行う。

7 その他事故判定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

(請求書)

第6条 要綱第13条に定める請求における請求書は、賠償事故においては賠償責任事故が確定した日、また、傷害事故及び特定疾病においては支給事由の充足が確定した日を含めて30日以内に市へ提出するものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。